

山口県報

平成18年
1月20日
(金曜日)

目次

告示

新たに生じた土地の確認の届出(周南市) (市町村課) 一

平成十七年山口県商品流通調査(統計課) 一

土地改良事業施行の同意(農村整備課) 二

道路の区域の変更(道路整備課) 二

道路の供用の開始(道路整備課) 二

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課) 三

訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課) 三

訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課) 三

通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課) 三

福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課) 四

指定居宅介護支援事業者の指定(高齢保健福祉課) 四

訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課) 四

訪問看護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課) 四

短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課) 五

指定居宅介護支援事業の廃止(高齢保健福祉課) 五

指定介護療養型医療施設の指定の辞退(高齢保健福祉課) 五

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課) 五

山口県労働委員会の使用者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等(労政課) 六

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課) 七

土地改良区役員の届出(農村整備課) 七

県営東鯖地区(第一換地区)経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課) 八

開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 八

一般競争入札の実施(物品管理課) 九

山口県告示第三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、周南市長から周南市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年十二月二十一日確認した旨の届出があった。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関成

周南市晴海町七の四六から同町七の五〇に至る土地の地先公有水面埋立地七九、八三二・六二平方メートル

山口県告示第三十三号

山口県統計調査条例(昭和二十五年山口県条例第三十四号)に基づき、平成十七年山口県商品流通調査を次のとおり実施する。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関成

一 調査目的

この調査は、山口県が作成する平成十七年山口県産業連関表及び経済産業省が作成する平成十七年地域産業連関表の基礎資料とするため、地域間における商品の流通状況を把握することを目的とする。

二 調査事項

(一) 平成十七年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの期間について、次の事項を調査する。

- 1 企業の名称並びに事業所の名称及び所在地
- 2 企業及び事業所の従業者数
- 3 製造品受払の状況
- 4 消費地域別出荷の内訳

(二) 調査事項の細目は、知事の定める調査票による。

三 調査範囲

この調査は、製造業の主要な品目(約三百二十品目程度)を生産している事業所に

ついて、経済産業省が作成した名簿を用い、各品目ごとに任意に選定した事業所を対象とする。ただし、経済産業省が直接調査する事業所は、除くものとする。

四 調査期日

平成十八年三月一日現在で行う。

五 調査方法

自計申告とし、郵送方式により行う。

山口県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十八年一月二十日

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
田布施町	上為重地区	ため池の整備	平成一八、一、一〇

山口県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年一月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
 路線名 四九一号
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市菊川町大字田部字埴前三〇の一地先から 同市菊川町大字田部 同字三二〇の 一地先まで	最狭 五八・五〇	最狭 四七・〇〇	二二九・〇	二二九・〇	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 県道
 路線名 瀬越下松線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下松市大字切山字古川二四二の三地 先から 同市大字河内字五反田七九三の三地先ま で	最狭 四七・六〇	最狭 九四・五〇	六九五・〇	八五七・五	道路改良工 事の完了による。

山口県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年一月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九一号	下関市菊川町大字田部字埴前三二〇の一地先から 同市菊川町大字田部 同字三二〇の一地先まで	平成十八年一月二十一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 瀬越下松線	下松市大字切山字古川二四二の三地先から 同市大字河内字五反田七九三の三地先まで	平成十八年一月二十一日



(三二) 国土調査の成果の認証
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十八年一月二十日
 山口県知事 二井 関成

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防府市	平成十六年五月十三日から平成十七年八月八日まで	防府市地籍簿	大字下右田及び大字高井の各一部
美祿市	平成十五年五月二十八日から平成十七年三月二十三日まで	美祿市地籍簿	大嶺町東分の一部
美東町	平成十五年五月十六日から平成十七年八月二十九日まで	美東町地籍簿	大字長登の一部

二 認証年月日
 平成十八年一月二十日

(三三) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年一月二十日
 山口県知事 二井 関成

指定居宅サービス事業者名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所名	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ツクイ	横浜市港南区上大岡西二丁目六番一号	ツクイ下関生野	下関市生野町一丁目二番一八号	平成一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一年一月二十日

有限会社ホームケア彦島	下関市彦島弟子待東町八番一号	有限会社ホームケア彦島訪問介護サービス	町三丁目一五番二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	平成一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一年一月二十日
有限会社ババリー	大字石原一四七の八	ライフサポートミュージズ	丁目四番二九号	平成一八、一九、二〇、二一年一月二十日
有限会社サクラ	秋根本町二丁目一〇番一四号	菊川ヘルパーステーションひかり	秋根本町二丁目一〇番一〇号	平成一八、一九、二〇、二一年一月二十日
有限会社サクラ介護事業所	山口市宮野上一六九の八	サクラ介護事業所	山口市宮野上一六九の八	平成一八、一九、二〇、二一年一月二十日
有限会社むつみ	湯田温泉四丁目三番一五号	介護サービスむつみ	湯田温泉四丁目四番三二号	平成一八、一九、二〇、二一年一月二十日
株式会社岩国駅構内タクシー	岩国市室の木町一丁目七番三〇号	訪問介護事業所 訪問介護事業所 訪問介護事業所	岩国市室の木町一丁目七番三〇号	平成一七、一八、一九、二〇、二一年一月二十日
有限会社ホームヘルパーすばる	柳井市柳井三〇七五の四	有限会社ホームヘルパーすばる	柳井市柳井三〇七五の四	平成一八、一九、二〇、二一年一月二十日

(三四) 訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年一月二十日
 山口県知事 二井 関成

指定居宅サービス事業者氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団河郷診療所	玖珂郡周東町大玖珂五七一九の二	訪問看護ステーションひだまり	玖珂郡周東町大玖珂久原七四二の一	平成一八、一九、二〇、二一年一月二十日

(三五) 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関成

指定居宅サービス事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称 所在地	指定年月日
有限会社ホーム ケア彦島	下関市彦島弟子 待東町八番一号 デイサービス ととき	平成一七、 一一、 一
有限会社フレン ドサービス	宇部市大字中宇 部一九六四 フレンドサービ ス	平成一八、 一、 一
有限会社いのう え	大字小野 八二九四の二 デイサービスセ ンターおの	" " "

(三六) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年一月二十日

指定居宅サービス事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称 所在地	指定年月日
株式会社ホーム ケアサービス山 口	山口市陶四五四 二の一 株式会社ホーム ケアサービス山 口萩店	平成一七、 一一、 一

(三七) 指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をしました。

平成十八年一月二十日

指定居宅介護支援事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名 称 所在地	指定年月日
有限会社ティ・ ネット	下関市綾羅木新 町二丁目六番七 号 有限会社ティ・ ネット	平成一七、 一一、 一

山口中央農業協 同組合	山口市吉敷四五 二五の一	山口中央農業協 同組合指定居宅 介護支援事業所	山口市吉敷四五 二五の一	"
有限会社ふあみ り	萩市大字山田四 七六八	居宅介護支援事 業所ふあみり	萩市大字山田四 七六八	"
ほほえみケアセ ンター有限会社	〇 " 大字椿東三 〇三五の六	ほほえみケアセ ンター有限会社	〇 " 大字椿東三 〇三五の六	"
有限会社誠心会	下松市大字河内 一八九七	指定居宅介護支 援事業所友・遊	下松市大字河内 一八九七	平成一八、 一一、 一
特定非営利活動 法人サポートセ ンターゆうゆう	長門市日置中二 九八三の一四二	指定居宅介護支 援センターゆう ゆう	長門市日置中二 九八三の一四二	平成一七、 一一、 一

(三八) 訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十八年一月二十日

指定居宅サービス事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 名 称 所在地	廃止年月日	
社会福祉法人松 涛会	下関市横野町三 丁目一五番一〇 号 はまゆう苑デイ サービスセン ター	下関市横野町三 丁目一六番五号	平成一七、 一一、 三〇

(三九) 訪問看護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問看護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十八年一月二十日

指定居宅サービス事業者 名 称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 名 称 所在地	廃止年月日
指定居宅サービス事業者 名 称 住所又は主たる事務所の所在地	山口県知事	二井 関成

周東町 玖珂郡周東町大 玖西訪問看護ス
 字下久原一〇〇 一丁目 字下久原七四二 一丁目
 九の一 一 九の一 一
 平成一七、三二

(四〇) 短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した事業所 名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田一丁目四番一八号	済生会湯田温泉病院	山口市朝倉町四番五五号	平成一七、三二
医療法人やよい	光市三井六丁目一八番一号	医療法人やよい河村循環器神経内科	光市三井六丁目一八番一号	一、三〇

(四一) 指定居宅介護支援事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありました。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を廃止した事業所 名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団裕高会波多野医院	萩市大字堀内二四七の五	医療法人社団裕高会波多野医院	萩市大字堀内二四七の五	平成一七、三〇
医療法人淳信会	周南市新町一丁目五二	とさかハートクリニック指定居宅介護支援事業	周南市新町一丁目五二	"

周東町 玖珂郡周東町大 玖西訪問看護ス
 字下久原一〇〇 一丁目 字下久原七四二 一丁目
 九の一 一 九の一 一
 平成一七、三二

(四二) 指定介護療養型医療施設の指定の辞退

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退がありました。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

指定介護療養型医療施設 名称	所在地	指定辞退年月日
済生会湯田温泉病院	山口市朝倉町四番五五号	平成一七、三二

(四三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年一月二十日から同年五月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ヤマダ電機テックランド岩国店
 所在地 岩国市麻里布町一丁目一の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 日本貨物鉄道株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 伊藤 直彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年八月二十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、四七八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一九六台

(二) 駐車場の収容台数

五〇台

(三) 荷さばき施設の面積

二六四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社ヤマダ電機

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後十時まで

八 届出年月日

平成十七年十二月二十八日

(四四) 山口県労働委員会の使用者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十期使用者委員(補欠委員一人)の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 推薦者の資格

使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

二 被推薦者の資格

使用者委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、使用者委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部政課

四 推薦期間

平成十八年一月二十四日(火曜日)から同月三十一日(火曜日)まで

五 その他

不明の点があるときは、山口県商工労働部政課(電話〇八三一九三三三三三三)に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所
の所在地

名 称

代表者氏名

㊦

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の使用者委員（補欠委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称	
所属団体における地位	
所属団体の構成員数	
加盟上部団体の名称	

添付書類

候補者の学歴、職歴及び兵役関係並びに政党関係を詳細に記入した履歴書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属するすべての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(四五) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町村名 施行地区

下関市 神田川地区 かんがい排水

二 縦覧の期間

平成十八年一月二十三日から同年二月十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(四六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏 名	住 所
柳井市土地改良区	理 事	松村 節雄	柳井市柳井七三二九
"	監 事	江東 五月	日積四一〇九
"	"	末政 敬悟	柳井六二七の一
"	"	石丸 東海	余田一九二二
"	"	嬉 保夫	" 二九一七
"	"	志熊 照夫	新庄二六六七

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市美里町四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市美里町四丁目四番六号
玉野 直一

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
美祢市伊佐町伊佐字四ノ野崎
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市新宿通五丁目六番三八号
有限会社中国土地

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字石亀
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字波野二一六一番地の一一
有限会社サンエイ

(四九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品の購入
- (一) 物品の名称及び数量
県立学校ネットワーク用端末機器 一式
- (二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月三十一日

(四) 納入場所

山口県立徳山高等学校ほか十四箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十九号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県出納局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県出納局物品管理課

(三) 受領期限

平成十八年三月一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十八年三月

二日午前十一時)
六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課第二入札室
(二) 日時 平成十八年三月二日午前十一時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者 山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否 要

(四) 契約保証金 免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県出納局物品管理課(電話〇八三一九三三―三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of terminals for the

prefectural school computer network

(3) Delivery period: March 31, 2006
(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Tokuyama Senior High School and 14 other places
(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 1, 2006
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., March 2, 2006)

平成十八年一月二十日印刷
平成十八年一月二十日発行

発行人所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)